



高年者のICTスキル向上をどのように図るのか。

草加自民 田中宣光 議員

**問** 市民のICTスキル向上に向けた現状の取組は。

**答** 市民活動センターでの初心者向けパソコン教室や、公民館、文化センターでのスマートフォン体験講座等に加え、国の助成により市内の携帯ショップで実施されている無料のスマートフォン講習会について、市のホームページを通じて案内している。

**問** 高年者のICTスキル向上をどのように図るのか。

**答** 高年者のデジタル技術への関心は非常に高いものと感じている。実際にスマートフォンやタブレットを操作することで、必要な情報を簡単に取得できる便利さや楽しさをより感じてもらい、メリット感を享受することが大変重要。講習会等を積極的に案内していく。



保育所等で経済的に困難なケースへの支援策を

市民共同 佐藤憲和 議員

**問** 市民共同議員団は8月25日、ゼロ歳児保育の休止等の方針案撤回及びやはた保育園分園の存続を求める要望書を市に提出したが、①分園の一時休止は撤回したのか、②子ども・子育て会議や市民から御意見、御提案があった場合、方針の骨格も見直すのか。

**答** ①来年度に1歳児の入園があった場合、市から本園への移園の意向確認を実施する

予定はない、②様々な御意見や御提案を伺いながら、骨格も含めて検討を進めていく。

**問** 公立保育園のティッシュ持参や民間保育所等の実費徴収等について、新型コロナ等の影響により経済的に困難なケースに対する支援策を。

**答** 費用面に関する問題については、各園の状況等を確認しながら今後検討する必要があると考えている。

## 審査請求書が提出されました

草加市議会では、草加市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めた「草加市議会議員政治倫理条例」を平成13年12月26日に制定しています。条例第5条では、第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、議員の4人以上の者の連署をもって、審査請求書により、議長に審査を請求することができますとされています。

今回はこの条例第5条に基づき審査請求書が提出されましたので、その経過について報告します。

### 審査請求書の提出

令和3年12月9日付けで、本市議会議員4人から議長へ、審査請求書が提出されました。主な内容は次のとおりです。

#### 審査請求書<一部抜粋>

- 1 審査請求者 齊藤雄二 議員、白石孝雄 議員、田中宣光 議員、石田恵子 議員
- 2 審査請求の対象議員 佐々木洋一 議員
- 3 審査請求の対象となる事由の該当条項 条例第3条第1項(1)(2)(5)
- 4 審査請求の対象となる事由の内容
  - ①浅井市長が取締役を務めていた保険事務所に佐々木議員がスタッフとして紹介されており、浅井市長と佐々木議員の癒着が疑われる。
  - ②浅井市長が取締役を辞任するまでの、市長就任後2か月は保険事務所の取締役を務めていたものであり、少なくとも2か月は浅井市長が取締役を務める会社で佐々木洋一議員が働いていたことになる。佐々木洋一議員から明確な説明はされていない。
  - ③浅井市長が取締役を辞任した後、浅井市長の妻が現在も取締役を務めており、その会社で佐々木議員が働いていることは、浅井市長の影響を否定できず、政治倫理上の懸念がある。
  - ④一般質問の答弁でも、「浅井市長が出資する会社で佐々木議員が働いている」ことを否定する事実はなく、「浅井市長の会社で佐々木議員が働いている」という疑義については佐々木議員からも説明がされていない。

#### 草加市議会議員政治倫理条例<一部抜粋>

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として公正清廉な立場に徹し、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある言動を慎むこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常にその人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (5) 公職選挙法その他の選挙に関する法令を遵守し、買収、寄附その他不正の疑惑をもたれる行為をしないこと。

審査請求書や回答の全文、条例等を確認したい方はこちら→



### 議長による事前調査

条例第6条で、議長は審査の請求がなされたときは、あらかじめ当該内容を調査するとされており、第7条で、この調査により審査の必要があると認められるときは、速やかに草加市議会政治倫理審査会を設置し、請求された事項の審査を当該審査会に諮るものとされていることから、議長は事前調査を行い、その調査結果を次のとおり令和3年12月14日に審査請求者へ回答しました。

#### 審査請求書について (回答) <一部抜粋>

##### 1 事前調査

審査請求書提出による草加市議会議員政治倫理条例第6条に基づく事前調査を実施しました。

佐々木洋一氏から平成30年分から令和2年分までの青色申告書が提示され、佐々木洋一氏自身が保険代理店の1事業者として川口税務署への届出を行い、毎年青色申告を実施しており、川口税務署の収受印も確認ができました。青色申告書では、事業所得として計上されており、佐々木洋一氏はあくまで事業者となっており、審査請求人が主張している保険事務所との間に雇用関係は確認できませんでした。

##### 2 草加市議会政治倫理審査会の設置

事前調査でも述べたとおり、佐々木洋一氏は保険代理店の事業者であり、審査請求人が主張している保険事務所との雇用関係は確認できないことから、条例第7条に規定する草加市議会政治倫理審査会を設置しません。

## 議会改革特別委員会中間報告

議会改革特別委員会では、「タブレットの導入について」を集中的に検討しており、今回は、取手市議会への視察後の委員会での検討状況を報告します。

### ◎議会改革特別委員会委員からの主な意見

タブレットを導入し、育児や介護、また病気などで会議に出席できない場合でも参加できるような環境を整備すべきである。

タブレットの導入はデメリットよりもメリットの方が大きいことが確認できた。

新型コロナウイルス感染症の再拡大や大規模災害等に備えて、タブレットを導入すべきである。

新庁舎完成に合わせてタブレットを導入したほうがよい。

### ◎決定事項

各委員からの意見を踏まえ、協議を行った結果、以下の事項を決定しました。

★タブレットを導入する

★導入の時期は令和5年度の新庁舎完成後

草加市議会でのタブレット導入が決定したことから、議長・副議長を含め、タブレットを使用した体験会を実施し、導入する機種やアプリケーションの検討をしています。今後、どれがよいかを精査し、決定していきます。

